

松本広域連合火災予防条例の一部改正について

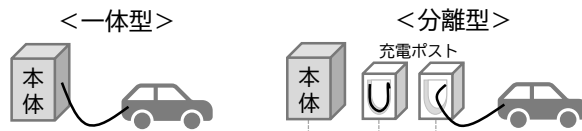
1 急速充電設備に関する事項（第11条の2関係）

【概要】

急速充電設備（※）の高出力化に係るニーズの高まりを受け、これまで変電設備として取り扱われていた全出力200kWを超える急速充電設備の火災危険性について、総務省消防庁が検討を行い、現行の規制により一定の安全性が担保できることを踏まえ、全出力の上限を撤廃するなどしました。

【急速充電設備】

電気自動車等の車載電池に高圧電流を流すことにより、短時間で充電することができる設備

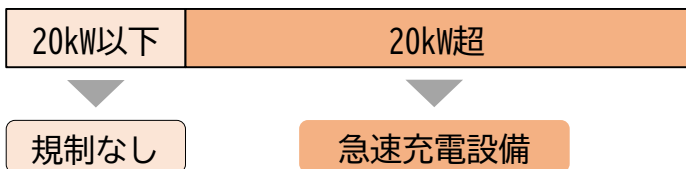


① 全出力の上限撤廃

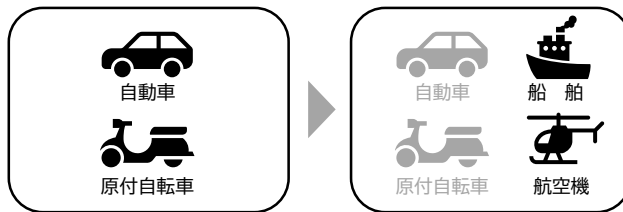
<現行>



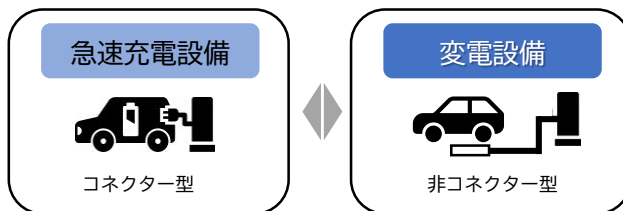
<改正>



② 充電対象の拡大（船舶・航空機を追加）



③ コネクターを用いるものを明記

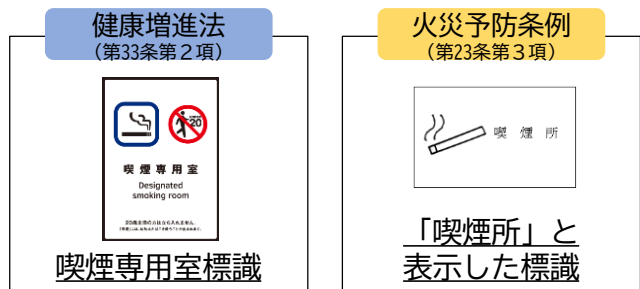


2 喫煙等に関する事項（第23条関係）

【概要】

健康増進法が平成30年7月に改正され、喫煙所には喫煙専用室である旨の標識を設置することになったが、火災予防条例においても喫煙所には標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置に対応するため、関係する規定を改正しました。また、標識に用いる図記号の規格を明確に規定しました。

① 喫煙所に設置する標識に係る規制



規制が重複

健康増進法による標識を設置する場合
火災予防条例の標識は不要

② 標識の規格（図記号の規格を明確化）

<禁煙・火気厳禁>

- ・国際標準化機構が定めた規格（ISO）第7010号
- ・日本産業規格（JIS）Z8210



<喫煙所>

- ・国際標準化機構が定めた規格（ISO）第7001号
- ・日本産業規格（JIS）Z8210



3 施行日 公布の日（急速充電設備に関することは令和5年10月1日）



不明な点は、松本広域消防局予防課にお問い合わせください。

TEL:0263(25)1599 FAX:0263(25)3987

